

ニュース3号

尾瀬の自然を守る会

46.10.8

活動報告

署名簿提出 - 署名簿は9月30日と10月2日に合わせて2団体の協賛を得て群馬県議会へ84,116名を提出した。

尚、県への提出は手においせんか、これから更に署名、カンパを極力集めるよう皆様にお願ひいたします。

10月2・3日

署名アポール - 全国50ヶ所

モ - 現地参加25名を含む約100名が沼田城止公園を、尾瀬の保護と、車道建設反対を市民に訴えながら行進した。

ゴミ持ち帰り運動 - ゴミを持ち帰る運動のアポール文を入れたビニール袋2000枚を登山者に配布した。

ビラの内容

- ★ゴミを持ち帰ってこれいふ「尾瀬」を!
- ★山からゴミ箱、ゴミ捨て場をなくしよう!!
- ★皆さんの積極的な運動を希望します!!
- ★美しい日本の幹山下とリもどそう!!

集 会

集会はなるべく多岐に問題を提起していただき、それを持ち帰って、これからの会の方向づけにつくる上での抑子台とすべく行なわれました。その中で最も話し合った内容は次の通りです。

- ① 県会終了後の対策
- ② 尾瀬周囲の道路と(県道沼田-田島線地)、尾瀬内都施設の充実
- ③ 地元との関係
- ④ 保護理意を確立し、会の方針を打ち付けたい。

現在の会の耐力、何々の能力に応じてできることをやる。[手紙、電報、新聞への投書] 現地人の話し合い
(話し合い提案のみ... 環境庁とは当面大きな手助けはないので支援は中)

⑤ 尾瀬の自然を守る会では次のような予定をしておりますので一人でも多くの会員の方の参加をお待ちしております。

尾瀬の夕べ

第1回 10月9日(土) PM 6:30~8:30 高崎市中央公民館
報告・講演 元群馬大学教授 五味礼夫先生
映画「私と尾瀬」「秋の尾瀬」カ5-16mm 2巻

第2回 10月10日(日) PM 6:30~8:30 前橋市中央公民館
報告・講演 未定
映画「私と尾瀬」「秋の尾瀬」カ5-16mm 3巻

第3回 10月23日(土) PM 6:30~8:30 沼田市公民館
報告・講演 未定
映画 同上

討論集会 (尾瀬の自然を守る会) 10月17日(日)

議題 1. 尾瀬の保護問題について
2. 会の運営について

場所 初台公民会館

時刻 AM. 1:30~ (時間的充分にしたいから、3:30に終了予定)

I. 「最終的結論は持ち越し意見書を採択・群馬県議会」

注目の群馬県議会は9月27日から10月13日まで開かれましたが尾瀬の自動車道についての私達の陳情・署名を付託された商工労働委員会は「現段階では結論は出せない。」として継続審議となりかわりに環境庁などに向けて意見書を採択しました。その間の事情は次の通りです。

「既定方針通り尾瀬自動車道は絶対押し進めるべきだ」という自民党と「即時工事中止」を主張する野党が冒頭から激しくぶつかった。しかしその後の論議の中で自民党と県執行部の考え方が少しずつ変化を見せた。一般質問の翌日に「路線変更は白紙の状態」と答弁した神田知事は、5日後の商工労働委員会で「路線の代案を考える」と答えざるを得なくなった。自民党も最後には強硬路線を引込め、いくつかの条件をつけたうえ、一応路線変更を認める意見書を決議した。今後、路線の変更ルート、工事費の負担等が焦点となる。(朝日新聞, 10月15日 群馬版)

[意見書の内容は後記]

「尾瀬憲章制定についての意見書も出る」

上の意見書のほか「尾瀬の自然保護についての基本的な姿勢」などを盛りこんだ「尾瀬憲章」を制定せよという知事あての意見書も可決されました。

II. その後の会の活動報告

9.28. 全国約50ヶ所で署名アピール。次の2点を訴える。

- ① 46年度分事業の即時中止

②既に建設着手中の道路は速かに復元工事にかり替える事
9.30. 10.2. 73団体の協賛を得て群馬県議会に84,116名の署名
簿を提出, その後も署名は寄せられている

10.23 尾瀬現地集会

- ①. 地元25名を含む約100名が参加。尾瀬の保護, 車道建設反対を訴え, 沼田駅—城止公園をデモ行進
- ②. 沼田及び富士見峠登山道で, ゴミ持ち帰りのアピール文とビニール袋20000袋を配布, ゴミ持ち帰り運動を訴える。
- ③. 3日, A.M.7:00から見晴十字路で討論集会
県会終了後の対策, 尾瀬周囲の道路問題, 尾瀬内部施設の充実, 地元との関係, 保護理論の確立と会の方向づけ, 等の問題点が話され, 手紙, 投書等個々の能力に応じてできる事をやる事を了承。

10.9. 高崎市で第一回「尾瀬の夕べ」開催. 200名参加
報告, 講演. 元群馬大学教授 五味礼夫先生
映画, 「私と尾瀬」「尾瀬」

10.17. 東京で討論集会 会員25名参加. 下記の事を決定

- ①事務局の強化と雑務の分散化
- ②支部単位(地域, 大学)の活動を考えて行く
その為の会員名簿の作成
- ③組織を明確にする為の会則の作成

10.23. 沼田市で第二回「尾瀬の夕べ」開催.
「利根, 沼田自然を受する会」との共催
報告 講演 沼田高校. 高橋義男先生
映画 同上

10.28 東京で討論集会. 私学会館で会員十数名参加

Ⅲ 今後の会の活動について

「模索に終始した討論集会」(10.17.東京)

8月21日発足以来、署名提出までの会の活動の中でいくつかの欠陥が明らかになってきました。最大のものは①実際の仕事をし身体を動かす人が少数に限られ、一人一人にとって限界を越えるオーバーワークになり②それとうらほらに基本的な討論がなされ得なかったし会員相互の意見の交流も無しかった、という事です。10月3日の尾瀬での討論会も時間の制約からあまりに不十分でした。この欠陥をなんとか克服したい、という事で10月17日渋谷区初台民会館で、時間をたっぷり使って討論集会が企画されましたが、これをお伝えするニュース3号自体が発送困難という状態でなく会員の皆様にお知らせする事が、できなくなりやむを得ず連絡できる範囲内の会員25名ほどが、集まりP.M.2:00~6:30まで話し合いましたが、討論は模索に始まり模索に終わるという誠にシンドイものでありました。それぞれ考えを持った個人が自発的に参加する市民運動のむずかしさを改めて認識させられたわけです。

「才2回討論集会」(10.28東京)

その後、前回に続いて市ヶ谷の私学会館でP.M.6:00~9:00まで半数が集まって主に会の運営等の問題点が討議され、さしせまった事務処理の分担を決めました。ニュース発行、資料作成、会員及び賛同者の名簿整理、資金集め、会計報告、報告集会(尾瀬のタベ)、片品村との話し合い等の仕事が出されました。しかしここでも具体的な今後の方針を明らかにして行くという所までは行きませんでした。

「これからの会のありかたについて考えよう」

「尾瀬の自然を守る会」のその後はどうなっているのか？本部は何をやっているのか？—という御批判を陸々聞いていますが大体おわかりいただけるように組織としてはかなりむずかしいところに来ているのです。「わずかに半月程で8,400名もの署名をえた陳情を県議会に出す事ができたのは上出来」と言う人もおり「これだけ多くの人に支援されながらそれを生かしきれない」とがっかりしている人もいます。今までのように少数の事務局周辺の人がオーバーワークを重ねる、という形での活動はもはや不可能ですが、なおこの会をやらなければならぬ事たくさんあります。たとえば提案をどう考え、どう対処するか。沼山峠橋待峠の車道にどう動きかけて行くか。群馬県の意見書を視野に入れながら「尾瀬を守る公園計画」の練り直しを環境庁に求めて行く場合の我々の考え方をどう高めて行くか。

また、各地の協力者への報告を兼ねた「尾瀬のタビ」を継続的にやらねばならない、という強い意見もあります。一方ではこれからの会は「研究会、現地を年に2,3回歩きながら行動する会、機関誌活動」といった息の長いゆるやかな歩みを続けて何か事ある場合、さっと動けるようにしておく、という形がよいのではないかと、という提案もあります。

いずれにしても、個々の力量を無視せずに、しかも諦めもせずに関わっていかねばなりません。「私はこの会に何を望み、どうかかかわって行けるか」という事を一人一人がよく考えて、次の総会に提案して下さい。

IV. お知らせ

- 才3回総会は11月28日(予定)
- 東京での「尾瀬の夕べ」も計画
(できれば11月中旬)

○ 「テレビの御案内」

「解説と自然保護」NHK-TV 11月15日 A.M.6:30

「尾瀬の自然を守る会」の10月2,3日尾瀬行きのもよう、片品村などを紹介。

V 各地域で支部を作ろう!!

今後、更に活動を進めようとするには、各地域ごとの研究会、個々の活動が必要となります。すでに神奈川県など支部作りが進められているところもあります。広い地域にわたっての日常的な活動が今後会をささえて行く大きな力になって行くと思います。すでに会員、賛同者の名簿は、ほぼ整理され保管されています。支部を作ろうという考えのある方、地域での活動をしたいと考えている方には名簿の写しを御送りします。大田区中央8-28-8 駒形春雄宛、連絡して下さい。

また各地方での講演、映画による「尾瀬の夕べ」を開き、今までの報告と共に尾瀬及び自然保護のアピールを計画していますが、力を貸してくる人を御待ちしております。

自分の地方で是非やりたいという方は御一報下さい。

群馬県の支部については、沼田は、沼田市西倉内町 生方茂方 0278-3-3047、高崎は、高崎市井野町1293 浦野富美子、0273-23-1768 に連絡して下さい。

◎皆さんゴミ持ち帰り運動に御協力下さい

私達「尾瀬の自然を守る会」は 8月21日秘会以来尾瀬の道路問題を中心に尾瀬の未来像 自然公園のあり方など 連日話し合いや活動が続けています。

10月2,3日には、尾瀬を登山者の皆さんに呼びかけ、ゴミ持ち帰り運動を実施しました。その反響は以外に大きく、その後各地の山でこの運動が行われています。

日本の各地の自然公園では、心ないハイカーの残した山積のゴミは息臭すら発しています。これは自然の景観が失われるばかりでなく、間接的には自然破壊につながり大きな問題と存、ていまず。私達 自然を守る者は、このようなことを絶対に許さなければなりません。

この運動! 皆様の協力で広く全国の山や街の公園で お互いが呼びかけあい、成果があげられることを期待しています。

★ 山や公園からゴミ箱やゴミ捨て場をなくそう!

★ 美しい日本の野山をいつまでも美しいままに!

1971. 10.

「尾瀬の自然を守る会」

以上のような趣旨のゴミ持ち帰り運動を 各地で起こして下さるよう御願ひ致します。

- 東京の会員で事務を手伝っていただける方は 守る会宛連絡して下さい
- 「尾瀬の夕べ」についての連絡は、港区西久保明舟町15虎の門 電身ビル4階 日本自然保護協会気付 尾瀬の自然を守る会 宛
- 原則として毎週木曜日、港区三田1-11-45-108 大田かずさんのお宅にPM6:00~8:00 集まって話し合いを持つという事に決まりました
TEL 451-3833 (木曜の夕方の#)

46年10月群馬県議会

(自民党の意見書)

「尾瀬を中心とする自然保護とその周辺の開発についての意見書」
自然の保護と地域住民の為の地域開発とは適正な調整を図って
両立できるよう努力すべきものである。

尾瀬地域をめぐる主要地方道沼田田島線の建設は、自然公園審
議会をはじめ、関係者が熟知を尽くし長期間にわたって練り上げ
た案によって推進されているものであって、自然保護の面につい
てもできる限り考慮の上立案されたものであり、またこの道路は
自然保護と同時に地域住民の生活上の便益と県際間の交流の円滑
化を図る重要な使命を果す道路である。したがって重大な事情の
変更がない限り従来の計画どおり建設工事を進めるべきものであ
る。

しかしながら、従来の方針を変更して尾瀬の自然をより徹底し
て保護しようとする考え方に対しては、原則的に反対するもので
はないが、この際、路線を変更する場合には、これまでの経緯に
鑑み、次の諸点について国において責任を持って解決した上で、
措置を講ずるべきである。

1. 環境庁が中心となり、納得のいく代案路線を案ずるとともに
建設中の県道は公園内歩道として国が直接管理すること。
1. 路線変更によって、県の持ち出し分となる経費は、全額国が
負担すること。なお変更路線の建設により、従来予定していた
工期が遅れないよう措置すること。
1. 尾瀬の保護対策を徹底させるため、国において次の措置を講
ずること。
 - (1) 清掃員の常備化。
 - (2) 国立公園管理員等の増員。

- (3) 道路(木道を含む)整備及び公共的休憩施設の整備。
- (4) 発動機船の即時禁止。
- (5) 水質の保全。
- (6) 荒廃地の緑化復元。
- (7) キャンプ場、煙草の廃止
- (8) 集団施設地区の廃止と特別保護地区への格上。
- (9) 入山制限の検討。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和46年10月3日

群馬県議会議長 吉田茂平

大蔵大臣
文部大臣
農林大臣
建設大臣
環境庁長官

} あり

ニュース3号 (別刷)

尾瀬の自然を守る会

7/11.20.

I 最終的結論は持ち越し意見書を採択 群馬県議会

注目の群馬県議会は9月27日から10月3日まで開かれましたが、尾瀬の自動車道についてこの私運の陳情、署名を付託された商工労働委員会は「現段階では結論を出せない。」として継続審議となり、かわりに環境庁などに向けて意見書を採択しました。その間の事情は次のとおりです。----- 「既定方針通り尾瀬の自動車道は絶対押し進めるべし。」という自民党と「即時工事中止」を主張する野党が冒頭から激しくぶつかった。しかしその後の論議の中で自民党と県執行部の考え方が少しづつ変化をみせた。一般質問の中日に「路線変更は白紙の状態」と警告した神田知事は、5日後の商工労働委員会に「路線の代替を考へる」と答へざるを得なくなった。自民党も最後には迂回路線を引込め、いくつかの条件をつけたうえで、一応路線変更を認める意見書を決議した。今後、路線の変更ルート、工事費の負担等が焦点となる。(朝日新聞、群馬版10月15日付)

[意見書の内容は後記]

II その後の活動報告

9.26 全国約4ヶ所まで署名アピール、アピール文30,000枚配布
次の二点を訴える。

- ① 46年度分事業の即時中止。
- ② 既に着手中の造路は速やかに復元工事に切り替える事。

9.30 10.2. 73団体の協賛を得て群馬県議会に84,116名の署名簿を提出。その後も各地から署名が寄せられます。

10.2-3. 尾瀬現地集会

- ① 地元25名を含む約100名が参加。尾瀬の保護、羊益建設反対を訴え沼田駅～城趾公園をアモ。
- ② 沼田及び富士見峠登山道まで持ち帰り運動を訴える。アピール文とビニール袋2000枚配布。
- ③ 3日AM. 7:00から見晴十字路で討論集会

県会終了後の対策、尾瀬周囲の道路問題、尾瀬内湖の施設の充実、地元との関係、保護理論の確立と会の方角づけ、等の問題が話しられ、手紙、投書等個々の能力に応じてできる事をやること了承。

10.3夜、片岳村々長と対談「道路問題」「片岳村過疎対策」「産業開発」などについて。

10.9 高崎市でサマ一回「尾瀬の夕べ」開催 200名参加
①報告 講演 元群馬大学教授 五味礼夫先生。
②映画 「私と尾瀬」「尾瀬」
高崎連絡所 = 0273-23-1768 浦野高美氏

10.10 群馬県月夜野で共賛団体代表と話し合い。

10.13夜半、群馬県議会は、自民党より提出された意見書を採択、二か月間の間、群馬県民の意識向上や、県会への働きかけで10数回、群馬県へ訪れる。

10.17 東京で討論集会 会員25名参加、下記の事を決定。
①事務局の強化と雑務の分担化。②組織を明確にする為の会則の作成。
③支部単位(地域、大学)の活動を考え、その為の会員名簿の作成

10.23 沼田市でサマ二回「尾瀬の夕べ」開催、利根沼田自然を愛する会との共催。
①報告 講演 沼田高校 高橋義男先生 ②映画 「私と尾瀬」「尾瀬の夕べ」
沼田連絡所 = 0278-3-3047 生方茂氏

10.28 東京で討論集会、私学会議で会員10数名参加、今後について話す。
その後 毎週木曜日夜6:00~9:00 太田和弘宅で話し合う。

11.7 片岳村々民(主に山小屋御主人)と対談。
「産業開発」「過疎対策」「今後の尾瀬の保護問題」などについて。

11.13 京都女子高等学校で「尾瀬の夕べ」開催 50名参加
①報告 講演 四海広重氏 ②スライド「尾瀬の四季」映画「尾瀬」
京都連絡所 = 075-391-0521 三木正雄氏

11.15 NHK-TV. Am 6:30~6:55 再 11:20~11:45 に渡り、会の活躍の
おすや片岳村のおすやと、「開発と自然保護」が 映。

11.19 自然公園審議会は、尾瀬の道路計画の廃止を決め、大石長官に啓申。

①次の討論集会は、12月4日 pm 2:00~5:00 志保区初台公民会館にて。
②毎週木曜夜6:00~9:00 太田和弘宅で話し合いをします。
住所 港区三田1-11-45-108 TEL. 451-3883 (木曜夕方のみお聴い)

46年10月群馬県議会より「意見書」

「尾瀬を中心とする自然保護とその周辺の開発についての意見書」

自然の保護と地域住民の暮の地域開発とは適宜な調整を図り、互に両立できるように努力すべきものである。

尾瀬地域をめぐる主要地方道沼田島根線の建設は自然公園審議会をはじめ関係者が賛同をつくし、長期間にわたって練り上げられた案による推進されているものであり、自然保護の面についてもできる限り考慮の上立案されたものであり、またこの道路は自然保護と同時に地域住民の生活上の便益と果実間の交流の円滑化を図る重要な使命を果す道路である。したがって重大な事情の変更がない限り従来の計画通り建設工事を進めるべきものである。

しかしながら、従来の方針を変更して尾瀬の自然をより徹底して保護しようとする考え方には原則的に反対するものではないが、この際路線を変更する場合には、これまでの経緯に鑑み、次の諸点について国において責任をもって解決した上で措置を講ずるべきである。

- 1 環境庁が中心となり、納得のいく代替路線を示すとともに建設中の果道は公園歩道として国が直轄管理すること。
- 1 路線変更による果の持ち出し分となる経費は、全額国が負担すること。なお変更路線の建設により、従来予定していた工期が遅れないよう措置すること。
- 1 尾瀬の保護対策を徹底させるため、国において次の措置を講ずること。
 - (1) 清掃員の常備化。
 - (2) 国営公園管理員等の増員
 - (3) 道路(歩道を含む)整備及び公共的休憩施設の整備。

14) 発動機船の即時禁止。

15) 水質の保全

16) 荒廃地の緑化復元

17) キャンプ場 畑等の廃止

18) 集団施設地区の廃止と特別保護地区への格上げ

19) 入山制限の検討

以上 地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する

昭和46年10月19日

群馬県議会議長 吉田茂平

大蔵大臣

文部大臣

農林大臣

建設大臣

環境庁長官

あて

* 地方自治法第99条第2項

「議会は当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき

意見書を関係行政庁に提出することができる。」

— 尾瀬の自然を守る会 —